

健発 0328 第 18 号
令和 5 年 3 月 28 日

一般社団法人日本介護支援専門員協会会長 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

がん対策推進基本計画の変更について

政府においては、がん対策基本法（平成 18 年法律第 98 号）に基づき、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、「がん対策推進基本計画」（以下「基本計画」という。）を定めているところ、本日、第 10 条第 7 項に基づく基本計画の変更について、閣議決定いたしました。また、これを受け、別添のとおり、各都道府県知事に対し、都道府県がん対策推進計画の変更等について依頼したところです。

貴職におかれましても、日頃より、都道府県・市町村等とともに、がん対策の推進にご理解・ご協力をいただいているところ、変更後の基本計画の趣旨及び内容をご了知いただくとともに、今後の都道府県がん対策推進計画等の変更の可能性についてご理解いただき、これらのことについて、貴管下の関係団体及び関係者に対する周知を図っていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

健 発 0328 第 17 号
令 和 5 年 3 月 28 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

がん対策推進基本計画の変更について

本日、政府においては、がん対策基本法（平成 18 年法律第 98 号。以下「法」という。）第 10 条第 7 項に基づき、「がん対策推進基本計画」（以下「基本計画」という。）の変更について、閣議決定したところである。

については、下記の内容についてご了知いただきとともに、変更後の基本計画の趣旨及び内容について、管下市町村、関係機関、関係団体、管内がん診療連携拠点病院等に対する周知徹底をお願いする。

記

1. 都道府県がん対策推進計画の変更について

現在、都道府県におかれでは、法第 12 条第 1 項に基づき、都道府県がん対策推進計画（以下「都道府県計画」という。）を策定の上、都道府県におけるがん対策の推進に取り組んでいただいているところであるが、基本計画は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の基本的方向について定めるとともに、都道府県計画の基本となるものであるので、変更後の基本計画の趣旨及び内容を踏まえ、都道府県計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努められたい。

なお、都道府県計画の策定に当たっては、法第 12 条第 2 項において、「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 1 項に規定する医療計画、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 8 条第 1 項に規定する都道府県健康増進計画、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 118 条第 1 項に規定する都道府県介護保険事業支援計画その他の法令の規定による計画であってがん対策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。」と規定されていることに留意されたい。

また、都道府県計画については、医療計画等のがん対策に関する他の計画と一体のものとして策定すること等が可能であることを申し添える。

2. 目標の達成状況の把握について

変更後の基本計画について、国は、基本計画の進捗状況を適切に把握し、管理するため、3年を目途に中間評価を行うこととしている。評価にあたっては、全体目標、分野別目標及び個別目標と各施策の関連性を明確にし、P D C Aサイクルの実効性を確保するため、ロジックモデルを活用した科学的・総合的な評価を行い、必要に応じてその結果を施策に反映することとしている。

都道府県におかれても、都道府県計画に基づくがん対策の進捗管理に当たり、P D C Aサイクルの実効性確保のため、ロジックモデル等のツールの活用を検討されたい。

なお、基本計画のロジックモデルについては、来年度のがん対策推進協議会において引き続き議論することとしていることから、別紙3及び別紙4については、暫定版であることにご留意いただきたい。がん対策推進協議会の議論を踏まえた確定版については、令和5年夏頃を目処に追ってお送りする。

(参考)

- 【別紙1】「がん対策推進基本計画」（令和5年3月28日閣議決定）の概要
- 【別紙2】「がん対策推進基本計画」（令和5年3月28日閣議決定）
- 【別紙3】「第4期がん対策推進基本計画ロジックモデル 暫定版」
- 【別紙4】「第4期がん対策推進基本計画評価指標一覧 暫定版」